

議 事 録

議 題	令和7年度一般社団法人東京建設業協会との意見交換会	
日 時	令和7年12月25日(木)10:00～12:00	
場 所	東京建設会館3階 会議室 3-A、B、C	
出 席 者	■一般社団法人東京建設業協会	8名
	□東京都住宅政策本部	7名

議 事 内 容

1 挨拶・自己紹介

2 議題

(1) 令和7年度の入札状況と今後の発注予定について

- 今年度の契約件数については、入札不調が多かった前年度と比べると改善傾向はみられるが、工程遅延等の影響もあり、発注件数はまだ十分に積み上がっているとは言えない状況である。
- 民間工事が活況な中、都営住宅の工事に関心を持っていただけるかという点を懸念している。ご意見があれば伺いたい。
- 民間工事が非常に好調なため、業者が民間案件に注力する傾向にある。都営住宅の工事は人気案件に応募が集中する一方、条件が厳しい敷地や工程が見通しにくい案件は敬遠されがち傾向がある。入札に向け配慮してほしい。また、建築工事が落札されても設備・電気工事が不調になると着工できないため、建築と設備等の開札時期を合わせるなど、現場監督の配置に穴が開かないよう配慮いただきたい。
- 受注した案件の中には、設計変更、熱中症対策、女性活躍への取組み等について、丁寧に対応していただいた案件があった。こうした取組を今後も継続していただきたい。
- 建替工事の契約件数については、引続き課題があると認識しており、今後も受注にご協力をお願いしたい。

(2) 技術者の人材確保・育成について

①熱中症対策について

- 夏の事前協議でご要望のあった「暑さが厳しいため、屋上の防水工事をアスファルト工法からシート工法に変更してほしい」とのご意見について、耐久性・工事期間等を確認のうえ、変更対応できることを確認した。
- 今年も猛暑であり、国でも規則の改正等があった。厳しい環境だったと思うが、現場での取組や課題についてご意見を伺いたい。
- 国では連続した猛暑日には工事中止指示を出す動きがあると聞いているが、都でも何か動きがあるのか。
- 現状では工事の中止指示までは難しい状況である。熱中症警戒アラート時に注意喚起はしているが、現場の状況によっては工事を止めにくい場合もあると感じている。
- 夏場は猛暑による危険度が非常に高く、受注者側の判断で工事を中止しているが、本来は発注者側による安全管理の考え方も重要だと思う。継続的に協議をしてほしい。
- 今年度は財務局と連携し、新しく相談窓口を設けた。来年も酷暑が厳しくなると予想されるため、今後も取組について継続して協議していきたい。
- 現在のところ、熱中症は事故扱いとなってしまう。熱中症警戒アラートが発令されていない時でも、熱中症発生時には事故報告書を提出している。事故報告書は最終的に検査書類に残るため、評定点への影響があるのではないかと現場は懸念している。
- 熱中症警戒アラートが発令されていない時などの対応については検討する。

- 状況を踏まえ、適切に対応していれば、ペナルティを科していない。猛暑日が続けば工期延伸するかどうかを確認している。
- 労働基準監督署は熱中症を事故扱いとして扱う一方、都はペナルティを科しないと説明する。両者の考え方が一致していないように感じられ困惑している。都と労基署で見解をすり合わせてほしい。
- 個別の状況を踏まえ、必要に応じて確認したい。
- 事故報告書、指示書は現場にとって精神的負担が大きい。指示書交付時には、発行の理由・趣旨を丁寧に説明してほしい。「熱中症＝事故扱い」の点も含め、表現や位置づけの改善を検討してほしい。
- 指示書は必ずしもネガティブなものだけではない。改善指示書とは異なる。監督業務として必要な場合に発行するものであり、理由や背景を明確にしているつもりだが、改めて説明を徹底する。「熱中症＝事故扱い」となっているのかについては確認する。
- アスファルト防水は体感温度が非常に高くなり、熱中症の危険要因そのものである。ペナルティや評価への影響を懸念し、事故報告をためらう現場が出かねないかと懸念している。都側が指示書により作業中止の判断を明確に示すべきである。
- 先程、国が作業の中止指示を出したという話があったが、どのような状況だったのか。
- 国(厚生労働省)は熱中症による労働災害を防ぐため、WBGT 値(暑さ指数)に基づいて、作業の中止や休憩時間の確保といった具体的な基準を定めている。都としても検討してほしい。

②技術者の兼務について

- 監理技術者補佐制度について、土木では適用可能だが建築ではどうか、というご意見をいただいていたが、当制度は職種にかかわらず都全体で適用可能であり、建築工事でも問題なく適用できる。制度上の条件はあるが、活用を検討してほしい。制度の条件や使い勝手等について、ご意見があれば伺いたい。
- 監理技術者が育休や体調不良などで長期間離脱するケースが増えている。引継ぎが難しい場合、会社としては品質・工程について、最大限バックアップするが、東京都としてはどのような対応をしてもらえるか。
- 都全体の契約制度に関わるため住宅政策本部で判断することは難しい。いただいたご意見は現場の課題として庁内で共有する。

(3) 現場管理のDXについて

①遠隔臨場について

- DX化の一環として取り組んでいる遠隔臨場について、活用場面がイメージしづらいというご意見を受け、ホームページにて実施要領(案)等を公開している。どのような工事が適しているか分類し、実際の事例や課題を掲載しており、活用イメージの参考としていただきたい。
- 東部住宅建設事務所では、小笠原(父島)における工事で遠隔臨場を頻繁に実施している。その他の現場では、コンクリートの受入・打設において実施頻度が高い。
- 西部住宅建設事務所では、令和4年度から徐々に導入している。コンクリート受入確認や地盤改良の施工状況、材料検査、水圧試験等が主な活用例として挙げられる。メリットは移動時間の削減が非常に大きく、現場・監督双方の効率化につながる。課題は、通信環境(4G / 5Gの違い)で映像品質が左右されることや、現場でカメラ操作と説明を担当する2名体制が必要な場合があること、事前準備など一定の初期手間があることなどがあるが、今後改善や使い分けを進めることが大事だと考える。
- 今後実際に取り組むかどうか、また、取組を検討したときに課題等があれば聞かせていただきたい。
- 都営住宅ではないが、現在、大規模事業で、3次元モデルと工程の連携、写真管理の高度化などのDXに取り組み、省人化・省力化や過去データの活用など大きな効果が出ている。今後の都営住宅工事でも前向きに進めたい。

- 都のサポートで先端技術を業務に採用できたことは、中小企業にとって大きな自信につながる。費用もそれほどかからず大きなデメリットは感じていない。今後の現場でも積極的に取り入れたい。
- 前向きな事例紹介として受け止め、今後の普及につなげたい。

②書類削減について

- ASP(情報共有システム)については、現在利用が可能であり、希望に応じて使用・契約変更ができる。
- 東京都住宅供給公社とは連携できているのか。どこか1つの現場で取組事例ができれば、実績を共有することで普及につながるため前向きにとらえており、引き続き期待している。
- 東京都住宅供給公社とは連携について調整中である。

③業務効率化について

- 人手不足が深刻化しており、業務の効率化・簡素化が必要だと考えている。現場で感じている改善点等について、ご意見を伺いたい。
- 書類を電子化しても検査では大量の写真・書類を紙で出力して整理している。
- 検査では紙の提出を求めている部分もあるが、都としても着手届の廃止や記入項目の精査など書類削減や簡素化に取り組んでいる。見直しが確定したら改めて共有する。
- 協会員へのアンケートでは、紙での書類提出が最大の問題となっている。ASP や DX 化を進めても書類整理の手間がかかり、検査では追加資料を求められることもある。
- 工事の適正な執行の確認のため必要なものではあるが、いただいたご意見を踏まえ精査したい。明らかに不要な書類や項目があれば教えてほしい。
- 建築工事と土木工事は業務内容が異なるため、土木工事と同じ項目にして簡素化するのではなく、建築工事に必要な最小限の項目としてほしい。
- 紙か電子データかにかかわらず、書類と実務を切り分け、都・公社側の体制整備をすることが重要だと考える。例えば受注者側で書類作成・管理を建設ディレクターへ一任しているように、発注者側も業務の分離化を図っていただきたい。都と公社で二重に書類が必要な場合もあるので、改善してほしい。
- ベテラン技能者が減少する中で、ASP 等に不慣れな方がいることを理解してほしい。
- 都でも技術職の人材不足は課題であるため、建設業界全体の課題として、協力して取り組んでいきたい。

(4) 都営住宅へのBIM(Building Information Modeling)の活用について

- 住宅政策本部のホームページにおいて、「都営住宅 BIM ガイドライン」を公開した。設計者向けに、BIM 活用の考え方や BIM を用いた際の要求仕様書の記載方法、都営住宅の標準 BIM モデルなどを解説している。すぐに施工での使用をお願いするものではないが、効率化や生産性向上に向けて、企業規模にかかわらず活用いただきたい。
- 民間では設計で BIM を使う会社はあるが、施工段階まで BIM で対応できているのは大手が中心で、中小企業ではまだ難しい面がある。都営住宅は設計内容が比較的分かりやすいため、BIM 導入の相性が良いと思う。現場での実績を積み上げるため、施工者に試行してもらうことが重要となる。前進していることは評価したい。
- 施工会社や協力会社側では CAD データが主流のため、併用が必要になる点は課題である。
- 当面、成果物の納品は、通常図面+BIM の併用を想定している。工事発注図は BIM データがなくても対応できるよう検討しているが、将来的にはペーパーレスになることを期待している。いただいたご意見については、今後の検討の参考とする。

(5) その他

- 発注時期が特定の時期に集中することは避けてほしい。また工事単価が上昇し、受注金額が大きくなった結果、中小企業の受注機会が減っている。単独受注が難しい企業にとって、JV方式(共同企業体)は重要な機会であるため、極端な発注方法の変更は避けてほしい。
- 協会として人材確保や技術者のスキルアップのための取組事例があれば教えていただきたい。
- 建設業界全体で若手志望者が減少している。社会全体で建設業のイメージが弱いため、小学生向けの現場見学会や大学生・専門学生へのPR強化、中小企業への就職促進に取り組んでいる。都内だけでも複数団体が同様の取組を行っているため、一体となって取組を実施したい。
- スキルアップについては、若手社員の定着のため研修を行っているが、業務が逼迫しており十分な時間を確保できていない。中小企業だけでなく大手企業でも同じ課題があるため、業界全体で協力して取り組みたい。
- 建設業法が改正され、労務費に関する基準が示されたが、東京都としてどう対応するのか。
- 単位施工単価の関係があるかと思うが、主旨を踏まえ、対応する方針である。
- 現在、各自治体で公契約条例が次々と制定されている。条例と国の労務費に関する基準が重複する場合、条例の効力がなくなる場合があるのでは思い確認した。都内のある区で事例があったが、人員不足や費用増加につながり苦労した。
- 都は公契約条例を制定していないが、ご意見として参考にさせていただく。